

平成十六年十二月一日提出  
質問第六四号

テロ特措法に基づく海上自衛隊の協力支援活動に関する質問主意書

提出者 小宮山泰子

## テロ特措法に基づく海上自衛隊の協力支援活動に関する質問主意書

国土・領域防衛を基本に生れたはずの自衛隊が、アメリカが始めた戦争に関与して遠く海外に派遣されている。テロ特措法に基づく海上自衛隊のインド洋等における米英海軍等艦船に対する燃料補給活動は、年を越せば足かけ五年、実質四年目に入る。

以下、テロ特措法に基づく海上自衛隊の協力支援活動に関して質問する。

一 テロ特措法による海上自衛隊の米英軍等海上部隊に対する海上燃料補給活動は、平成十三年末の給油開始から、ちょうど三年が過ぎ、年を越せば実質四年目に入る。海上自衛隊にこれからも給油活動を継続させる考えか、伺いたい。またその理由について説明されたい。

二 テロ特措法によって海上自衛隊が展開するインド洋北部またはアラビア海は、イラクにおける軍事作戦のために展開する米英軍艦の展開海域とも隣接しており、同一艦が両方の作戦に従事する場面もあると思われる。テロ特措法では、イラクでの軍事作戦に従事する米英軍艦船への補給活動は認められないと認識するが、補給対象の外国艦船がアフガニスタンなどにおけるテロ掃討作戦に従事するのか、それともイラクへの軍事作戦に従事するのかをどのように識別しているか、説明されたい。

三 これまでの海上燃料補給総量、補給した燃料購入費合計、協力支援費合計、派遣艦艇延べ数、派遣要員延べ数を示されたい。

四 海上自衛隊が領域防衛や訓練等、本来業務一年間で使用する海上燃料使用量はどれほどか。三で示された海上燃料補給総量と比較可能な単位で示されたい。

五 テロ特措法による補給艦等の派遣が、海上自衛隊の艦船のやりくり等に支障をきたしているとの報道もあるが、二及び三で示された海上燃料の点で、本来業務への支障は生じないか。政府の見解を伺いたい。

右質問する。